

センターニュース きらめく

NO. 110 7月号

くらしに役立つ生活情報
北海道立消費生活センター



北海道消費者教育
PR キャラクター
「かしこしか」

主な内容

SDGsって何？.....	2、3	光回線卸売サービス	
悪質商法に注意！街頭啓発	3	知らないうちに事業者変更.....	5
平成29年度の苦情相談	3	丸形LEDランプの品質.....	6、7
消火器の悪質業者に注意！	4	くらしのセミナー	8
リーダー養成講座、スタディ受講生募集 ..	4	カルチャーナイト	8

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011) 221-0110 FAX (011) 221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

SDGsって何？

身近な取り組みから始めよう！

「SDGs（エスディーゼズ）」という言葉は最近よく耳にしませんか？「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の頭文字と最後のsを合わせたものです。「誰一人取り残さない」社会を実現するため、国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする 17 の目標を設定、2015 年の国連サミットで全会一致で採択されました。

国を挙げて推進

日本では内閣総理大臣を本部長、全ての閣僚を構成員とした SDGs 推進本部が 2016 年 5 月に設立されたほか、SDGs の 17 の目標の中から日本として「あらゆる人々の活躍の推進」「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」など 8 つの優先分野を定めた実施指針を作成しました。

また、昨年から SDGs 達成に向けて優れた取り組みを行っている団体を表彰する「第 1 回ジャパン SDGs アワード」が開催され、上川総合振興局管内の下川町が SDGs 推進本部長

（内閣総理大臣）表彰を受けました。下川町は①森林総合産業の構築（経済）②地域エネルギー自給と低炭素化（環境）③超高齢化対応社会の創造（社会）—などの取り組みが評価され、全国的に注目を集めています。

あなたの消費が未来を変える！

さて、17 の目標の中の 12 に「つくる責任 つかう責任」があります。いわゆる倫理的消費（エシカル消費）を実践することです。

例えば「電気、ガス、水などの省エネを心掛ける」「残さず食べる」「使わないものは寄付する」「再生可能エネルギーを選ぶ」「レジ袋、ストローを断る」「印刷は最小限に」「商品は人や環境に配慮しているマークを見つけて選ぶ」「被災者を買ひ物や旅行で応援」など。

あなたの消費行動が世界の未来を変えることにつながります。

「くらしのセミナー」でも取り上げました！

6 月 13 日（水）、道立消費生活センターに

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



て北海道総合政策部を講師に「第2回くらしのセミナー」を開催。「“輝き続ける北海道”を目指して」と題し、その中で「SDGs」についても解説していただきました。

北海道は今年4月、知事を本部長とした「北海道SDGs推進本部」を設置。今後、道民の理解が広がり、SDGsの主流化を目指すためには、連携・協働した取り組みが推進されるよう共通の考え方が必要との説明がありました。私たち消費者も身近なところから取り組んでみませんか？

公的機関？名乗る架空請求急増 平成29年度の苦情相談は微増

平成 29 年度に道立消費生活センターが受け付けた相談件数は 6083 件で、このうち苦情相談は 5085 件（83.6%）でした。受付件数は前年度と比べ 183 件（3.1%）増加、苦情相談は 50 件（1.0%）増加しました。

特徴としては公的機関かのような名称をかり、「消費料金が未納なので至急支払うように」との請求ハガキが届く架空請求の急増です。

また、28 年度に引き続き、健康食品や飲料等の定期購入による通信販売、高齢者への健康食品の次々販売なども目立ちました。

スマートフォンやタブレットなど移動通信

サービスの契約・解約の増加や、多様なデジタルコンテンツに係わる不当請求や架空請求も後を絶ちません。インターネットショッピングによるトラブルなども寄せられたほか、仮想通貨や商品のレンタル、また、それら事業への投資に関する相談もありました。

「片付け」学んで豊かに 30年度も「くらしのセミナー」

平成 30 年度の「くらしのセミナー」は、5月23日の「“時短”で暮らしを豊かに～片付けを思考の整理術から学ぶ～」からスタートしました。

最近話題のテーマだけに定員を上回る応募があり、盛況でした＝写真＝。

講師はマスターライフオーガナイザーの田川瑞枝氏。田川氏は「モノの帰る場所を決める」「ちょい置き、仮置きをやめる」「使ったら戻す」など、片付けの「極意」を次々と伝授。「常識だと思ふことをやめてみる」「一人で頑張らず、どういうくらしをしたいのか家族皆で話し合う」など「考え方」をアドバイスしました。



悪質商法の被害防止訴え

「消費者の日」に街頭啓発

5月は「消費者月間」でした。30日の「消費者の日」に合わせ、道立消費生活センターと（一社）北海道消費者協会は、札幌市消費者センターや（公社）札幌消費者協会とともに「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」を札幌市内の地下歩行空間で開催しました。1600人を超える来場者は展示物を見たり、漫才や寸劇を楽しんだりしながら悪質商法などについて学びました。

会場には、犯人の肉声電話が聞けるコーナーやサイバーセキュリティ対策のコーナーなど



吉本興業のお笑い芸人も登場。笑いで被害防止訴えた

が設置され、ステージでは吉本興業の芸人「つちふまズ」の漫才や、札幌市消費者センターの劇団「來楽（ライラック）」による悪質商法の手口を紹介する寸劇が披露されました。

消火器の悪質業者に注意！ リサイクルに協力して

耐用年数の切れた消火器を新品と偽って販売した悪質業者が逮捕される事件が報道されました。消火器販売を巡るトラブルは以前から発生しています。購入から処分（リサイクル）



までのポイントをまとめました。くれぐれも悪質業者にはご注意ください。

（一社）日本消火器工業会によると、住宅用消火器の使用期限（期間）はおおむね 5 年で、

薬剤の詰め替えができない構造となっています。自宅の消火器の使用期限、または製造年を確認してください。同会はメーカーや販売店と連携し、古い消火器を回収してリサイクルする取り組みを進めています。消火器販売店等で「既販売品消火器リサイクルシール」を購入して消火器にはり付け、消火器販売店等へ持ち込むとリサイクルできる仕組みとなっています。

消火器はホームセンターなどでも購入できますが、訪問販売された場合は、業者に身分証明書の提示を求め、来訪目的も確認しましょう。契約してしまっても 8 日以内ならクーリング・オフが可能です。

また、最寄りの消防署に問い合わせると、販売・点検の専門業者を紹介してくれます。

前期は相談員試験対策にも リーダー養成講座受講生募集

（一社）北海道消費者協会は、平成 30 年度の「消費生活リーダー養成講座」を開講します。前期は国家資格となった消費生活相談員の試験対策に役立つ講義内容となっています。相談員を目指す方の受講もお待ちしております。

講座は道立消費生活センター（札幌市中央区北 3 西 7）に通いながら学ぶもので、受講の対象は道内居住者。期間は、前期は 7 月 23 日から 8 月 3 日まで、後期は 8 月 20 日から 31 日まで（いずれも土日を除く）。時間は午前 10 時 30 分から午後 4 時まで、1 日 3 講座（1 回 90 分）です。

今年から前期を「消費生活相談員資格取得をめざすスタディ講座」とし、特定商取引法



昨年の開講式の様子

をはじめとした消費者関連法を中心に学びます。後期はライフプランや、北海道の農業や経済など多岐にわたるカリキュラム。

受講料は、地域消費者協会会員は 1 万 5 0 0 0 円（前期のみは 7 5 0 0 円）、会員でない方は 2 万円（同 1 万円）。道民カレッジ連携講座（90 単位）。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループ（☎011-221-4217）へ。

スタディの受講生受け付け

（一社）北海道消費者協会は「通信講座消費生活スタディ」を今年も開講します。衣食住や環境、契約など消費生活全般を一冊にまとめた（一財）日本消費者協会発行のテキストをもとに自宅学習した後、効果測定を提出して修了です。3 月には道立消費生活センター（札幌市中央区北 3 西 7）でスクーリングを開催する予定（参加は自由）。

申し込みは 7 月 2 日から 8 月 15 日まで（予定）。受講料は、地域消費者協会会員は 5 0 0 0 円、会員でない方は 6 0 0 0 円。道民カレッジ連携講座（92 単位）。申し込み、問い合わせは総務・組織連携グループ（☎011-221-4217）へ。

消費生活相談

困ったときは…相談専用電話へ
☎050-7505-0999

光回線卸売サービス 知らないうちに…事業者が変更!

Q 2カ月前に自宅に大手電話会社の光回線を引いたばかりだが、その会社を名乗り電話があり、料金が安くなると説明されてスマートフォンで指示されるままに何かの番号を取得し、伝えた。その後、覚えのない会社名の封筒が届いたがダイレクトメールかと思い放置していた。昨日、封

筒に書かれていた会社から電話があり、初めて契約先が変わったことが分かった。封筒を開封すると契約書や重要事項説明書が入っており、解約すると解約料2万5000円がかかると書いてあった。解約料を払わずに解約したい。(40代 女性)



A 当センターで契約書面を確認したところ、光回線の卸売サービスの契約でした。光回線の卸売サービスは電気通信事業法で規制されています。電気通信事業者には、契約前に料金や提供条件の説明義務、契約後に契約内容を明らかにする契約書面の交付義務があります。事業者の名称や連絡先、サービスの種類、料金、契約変更や解約の条件、複雑な料金割引の仕組みやオプションサービスの記載が必要です。消費者は契約書面を受け取った日から8日間は契約解除が可能です。ただし、工事費や手数料、利用したサービス料は請求されることがあります。

光回線の卸売とは

NTT東日本と西日本(以下NTT)が光回線の卸売サービスを始めたことにより、多くの事業者が光回線にプラスしてプロバイダーや携帯電話等を組み合わせるなど独自のさまざまなサービスを消費者に提供するようになりました。このサービスは、工事は不要で「転用」という手続きを行います。契約当事者がNTTから転用承認番号を取って事業者に伝え申し込みをし、NTTと光卸事業者が手続きをすると転用が完了する仕組みです。

光回線の卸売サービスを契約すると、契約先がNTTからほかの事業者が変わります。

また、転用後にNTTに戻す場合は新規の扱いとなり工事費用がかかり、電話番号が変わることもあります。

今回の事例では、契約書面にはサービス名の記載はありましたが、料金は別紙の料金表にしか記載はありませんでした。相談者は転用の意味は全く分からないとのことでした。

当センターから事業者に連絡をし、勧誘時に十分な説明がなく契約者は転用について理解していないことや、契約書面も契約内容を明らかにする内容になっていないなどの問題点を指摘し、解約を希望していると伝えました。

事業者からは説明が不十分だった可能性があるので解約料の請求はせず、元の契約先に戻すまでの利用料金のみを請求し、元に戻す工事費用は負担すると返答があり、相談者もその条件での解約に合意しました。

光回線の勧誘では「料金が安くなる」と強調し勧誘してきても、説明されていないオプションがついていて、結局は高くなったという事例などもあります。勧誘を受けたら必ず契約先事業者名や、サービス名や契約内容を確認しましょう。事業者にいわれるままにパソコンを操作したり、あいまいな返事をしたりせず、不要な勧誘はきっぱりと断りましょう。

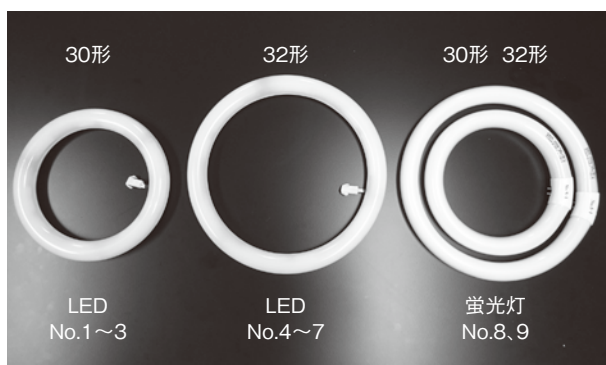
トラブルに遭った場合は最寄りの消費生活相談窓口へ。

注意!取り付け不可の蛍光灯照明器具も ～丸形LEDランプの品質～

蛍光灯よりも省エネ効果があるとされる LED 照明への切り替えが一般家庭でも進んでいます。蛍光灯照明器具にも使用できる LED ランプの登場により、さらにその動きは加速しそうです。そこで蛍光灯照明器具にも取り付けられる丸形 LED ランプの品質についてテストしました。

テスト品目

- ・ LED ランプ 7 銘柄
- ・ 蛍光灯 2 銘柄（参考品）



テスト結果

○照度試験

約 6 畳の暗室で天井に蛍光灯照明器具を設置し、ランプ下端より 1.8m 直下の照度 (lx : ルクス) を照度計で測定。No.1 ~ 3 (1 本で 30 形 2 本相当) は平均 380 lx、No.4 ~ 7 (1 本で 30 形+32 形 相当) は平均 445 lx、No.8、9

(30 形+32 形の 2 本組) は平均 521 lx でした。

○電圧変動試験

電圧を 95 ~ 107V に変動させ 1.8m 直下の照度を測定。LED ランプ、蛍光灯ともに照度は 100V に対し、±5 lx 以内で電圧変動に対する照度変化は小さく、全銘柄で不具合や故障はありませんでした。

○表面温度

20±2℃に保った環境で各ランプの表面、裏面、プラグ（口金）付近の温度を測定。No.1 ~ 3 は平均 66.9℃、No.4 ~ 6 は平均 67.5℃で、サイズが大きく消費電力が高い方が温度も高い傾向にありました。No.7 は一部温度が高くなりましたが、全体としては LED ランプの方が蛍光灯よりも低い傾向でした。蛍光灯は口金付近が熱くなる傾向にありました。

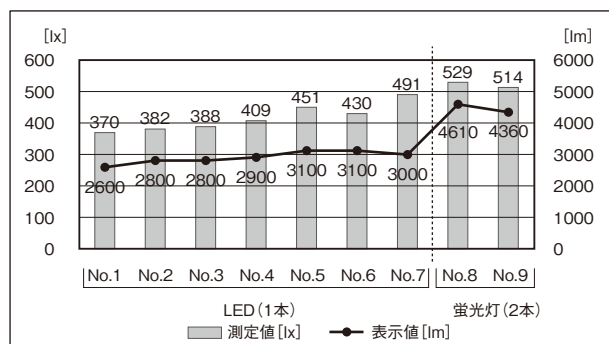
○即時点灯試験

室温-5±1℃の状態では照度が安定するまでの 1.8m 直下の照度変化を測定。LED ランプは点灯直後から高い照度を示し、照度変化は少なく、蛍光灯は、点灯直後は照度が低く、立ち上がりに 5 ~ 10 分要しました。

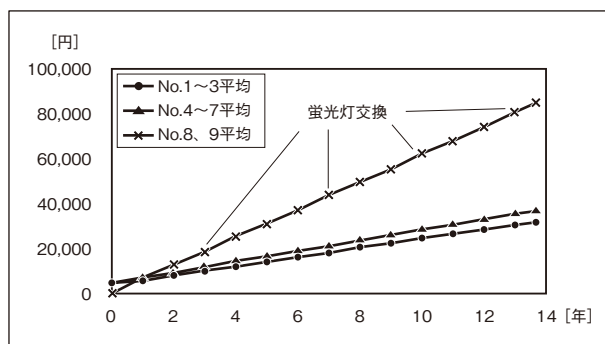
○低温試験

室温を-20±2℃の環境下で消灯した状態で 4 時間放置後、4 時間点灯させる試験を 3 回繰り返し、低温での点灯の可否と故障の有無を確認したところ、全銘柄問題なく点灯しました。繰り返し試験後も故障は見られませ

●照度（100V）



●年間維持費の推移



●テスト品一覧

No.	種類	商品名(メーカー)	型式	色	全光束 [lm]	定格消費 電量[W]	外径 [mm]	管径 [mm]	購入価格 [円]
1	LED	丸形LEDランプ ^a (アイリスオーヤマ株式会社)	KLDFCL3030L	電球色	2,600	22.5	225	29	4,210
2			KLDFCL3030N	昼白色	2,800	22.5	225	29	4,210
3			KLDFCL3030D	昼光色	2,800	22.5	225	29	4,210
4			KLDFCL3032L	電球色	2,900	26.5	299	29	4,660
5			KLDFCL3032N	昼白色	3,100	26.5	299	29	4,660
6			KLDFCL3032D	昼光色	3,100	26.5	299	29	4,660
7		丸形LED灯(株式会社ヤマダ電機)	YD-FCL62C・NCF	昼白色	3,000	30.0	299	—	3,650
8	蛍光灯	ホタルック ^a (NECライティング株式会社)	FCL30.32EDM-SHG-A	MILD色	2,100/2,510	28+30	225/299	29	1,300
9			FCL30.32ENF-SHG-A	FRESH色	2,000/2,360	28+30	225/299	29	1,280

No.1～3:1本で30形2本相当、No.4～7:1本で30形+32形相当、No.8、9:30・32形各1本の2本組
照度としてはNo.4～7とNo.8、9とが互換

んでした。

なお、室温 $-20\pm 2^{\circ}\text{C}$ の状態でも試験をしたところ、LEDランプは温度が低いほど照度が高くなる傾向を示し、蛍光灯は低温になるほど照度が低下し、 $-5\pm 1^{\circ}\text{C}$ では常温の約30%、 $-20\pm 2^{\circ}\text{C}$ では常温の約9%の照度でした。

○消費電力

LED ランプのうちNo.1～3は全灯した場合、平均23.0W、No.4～6は平均26.0W、No.7は30.3W、蛍光灯No.8、9は平均65.2Wでした。丸形LEDランプの消費電力は蛍光灯の半分以上でした。

また、LEDランプの調光機能によりNo.1～6(7段階調光)の4段階目ではNo.1～3は約13.7W、No.4～6は平均15.5Wで、ともに全灯の60%程度、No.7(2段階調光)の1段階目

は13.7Wで全灯の45%程度、蛍光灯No.8、9(2段階調光)の1段階目は平均46.6Wで全灯の72%程度でした。

○経済性

30円/kWhとして1日8時間使用した場合の1年間の電気代は、No.1～3は平均2,018円、No.4～7は平均2,370円、No.8、9は平均5,705円でした。購入価格はLEDランプが依然高額ですが、1年後にはLEDランプと蛍光灯の維持費はほぼ等しくなり、2年目以降はLEDランプが維持費は小さくなります。

また、1日8時間使用した場合のLEDランプ寿命(40,000時間)までに蛍光灯は3年1カ月ごとに計4回の交換が必要となり、維持費も8万円を超えるのに対し、LEDランプは4万円以下で経済的でした。

消費者へのアドバイス

- ・丸形LEDランプは蛍光灯照明器具に取り付けられ、LED照明器具に交換することなく使用することができました。ただし、リモコン付きのものや操作時に電子音が鳴るような蛍光灯照明器具など、丸形LEDランプを使用できないものもありますので、購入時によく確認しましょう。
- ・取り付け方法はメーカーによって異なるので、販売店などで確認してください。
- ・蛍光灯照明器具には蛍光管を2本取り付けることができますが、丸形LEDランプは1本のみです。ただし、1本で蛍光管2本分の明るさがあります。
- ・蛍光灯照明器具にはFCL(管径29mm)とスリムタイプのFHC(管径16.5mm)がありま

す。最近ではスリムタイプ(FHC)対応の丸形LEDランプも販売され始めました。

- ・蛍光灯照明器具に丸形LEDランプを使用することにより、消費電力を半分に抑えられました。

- ・LEDランプはLED素子のある面のみ光ります。そのためシーリングライトに取り付ける場合は問題ないですが、天井から釣り下げるペンダントライトに取り付ける場合、蛍光灯と違い天井方向は照らすことができません。

- ・低温環境下でもLEDランプはすぐに明るく点灯しますが、結露などは故障の原因となるので、メーカーの推奨使用温度範囲内で使用するにしましょう。

くらしの セミナー

当センターはその時々のタイムリーなテーマを取り上げ、分かりやすく解説する「くらしのセミナー」を開催します。午後1時から3時まで。受講料無料。いずれも道民力

日 時	テーマと講師
7月5日(木) 13:00～15:00 受付中	ソーシャルメディアの世界 ～ネット社会の現状と思わぬ落とし穴～ 株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン ICT利用環境啓発支援室 客員研究員 七條麻衣子氏
8月8日(水) 13:00～15:00 (親子教室、7月5日から受付)	“いただきます”のナゾ!食べ物が体をつくる? ～親子で学ぶドナルドの食育教室～ 日本マクドナルド株式会社

レッジ連携講座。申し込み、問い合わせは教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

実験に参加しませんか! 7月20日にセンター夜間開放

当センターは今年も7月20日開催の「カルチャーナイト2018」（実行委主催）に参加します。当日夕方から商品テスト室を一般開放し、簡易実験などに体験参加できます。ご来場をお待ちしています。

カルチャーナイトは北海道の短い夏の夜を楽しもうと文化施設が夜間開放するもので、子どもからお年寄りまでが楽しめるイベントが用意されています。



昨年の液体窒素を用いた実験の様子

当センターは商品テスト室を公開し、マイナス30度の低温室の見学や、実体顕微鏡や赤外線カメラなどのテスト機器に触れられるほか、清涼飲料水を作る簡易実験や液体窒素を用いた実験などにも参加できます。

時間は午後5時30分から9時まで。当日直接センターへご来所ください。

見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成29年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など約430人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手口を知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

(相談受付時間: 平日/午前9時～午後4時30分)

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索